

園芸

5月31日(水)に「園芸レクリエーション」を開催しました。今年も地域交流スペースで実施し、花と野菜(キュウリ・トマト)を植えました。収穫が楽しみです。



レスパイト落合新聞

6月号

令和7年6月3日

特別養老老人ホーム
レスパイト落合

【カラオケ発表会】

6月30日(月)に「カラオケ発表会」を開催します。今年も地域交流スペースで開催し、楽しいひと時を過ごせるよう皆さんが日頃から練習されている曲をご自身に選んでいただき順番に発表します。今年の選曲が楽しみです。



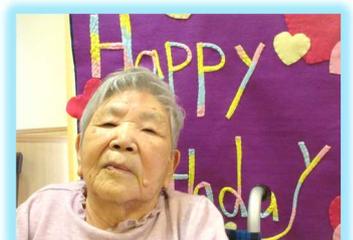
★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

毎年7月7日の七夕には岐阜から本物の笹運び、今年も笹に皆さんの願い事を書いて頂いた短冊を各階の中央スペースに飾ります。今年はどうな願い事をしましょうか



6月に入り暑い日が続くようになりました。これから来る夏に向けて空調を使用しながら少しずつ暑さに慣れて頂けるよう過ごしていただいています。必要な方は、薄手の上着の準備をお願いします。順次衣替えをお願いしています。冬服は一旦お持ち帰り頂けますようお願いいたします。

6月に誕生日を迎えられる方をご紹介します。
お誕生日おめでとうございます。



介護保険負担限度額認定証の更新

今年も「介護保険負担限度額認定証」の更新時期となりました。お手元に申請書類が届かれた方はご確認いただき、期日までに申請をお願いいたします。

申請方法については「令和7年8月1日以降に係る負担限度額認定証の申請について」をご確認下さい。新しい介護保険負担限度額認定証を受け取られましたら、7月中に施設へ写しを提出して頂きますようお願い致します。

※名古屋市は「電子申請サービス」での受付を行っています。詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご参照ください。

		基準費用額 (日額(月額))	負担限度額(日額(月額)) ※短期入所生活介護等(日額) 【】はショートステイの場合				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費		1,445円(4.4万円)	300円(0.9万円) 【300円】	390円(1.2万円) 【600円(1.8万円)】	650円(2.0万円) 【1,000円(3.0万円)】	1,360円(4.1万円) 【1,300円(4.0万円)】	
居住費	多居室	特養等	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	
		老健・医療院等	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	
	従来型個室	特養等	1,231円(3.7万円)	380円(1.2万円)	480円(1.5万円)	880円(2.7万円)	880円(2.7万円)
		老健・医療院等	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)
	ユニット型個室の多居室	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)	
ユニット型個室	2,066円(6.3万円)	880円(2.6万円)	880円(2.6万円)	1,370円(4.2万円)	1,370円(4.2万円)		

【お知らせ】

- ① 「後期高齢者医療資格確認書」
- ② 「福祉給付金資格者証」
- ③ 「介護保険負担割合証」
- ④ 「介護保険負担限度額認定証」

上記4点について、8月より新しい証書へ変わります。

ご自宅に届きましたら、7月末日までに施設へ写しを提出して下さい。

施設に届く方は7月末までに受け取りに来て頂けますようお願い致します。期限が切れると保険の適用が受けられない可能性がありますので、

必ず期限までに写しの提出をお願いします。



制度の要件と利用者負担段階(次の2つの要件を満たす場合)

利用者負担段階	非課税等要件	資産要件(左欄の場合に右欄に示す金額以下であること)
第1段階	生活保護受給者	なし
第2段階	世帯の全員が市民税	本人の年収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下※ 預貯金等の合計が650万円(夫婦の場合はあわせて1,650万円)以下
第3段階(1)	非課税(世帯を分離している配偶者を含む)	本人の年収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超※120万円以下 預貯金等の合計が550万円(夫婦の場合はあわせて1,550万円)以下
第3段階(2)		本人の年収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超 預貯金等の合計が500万円(夫婦の場合はあわせて1,500万円)以下

※令和7年8月以降は80万円から80.9万円へ変更になります。

※年収入額には老齢年金などの課税年金だけでなく、非課税年金(遺族年金・障害年金)も含む。

※その他の合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除く。

※その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用いる。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下。

【介護保険施設等を利用した場合には、「食費・居住費(滞在費)」の負担が必要です。】

介護保険施設等(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所サービス)を利用した場合には、介護を受ける費用のほかに食費・居住費(滞在費)が自己負担となります。

事前に、ご利用になる施設等によくご確認くださいませすようお願い致します。

【低所得の方への負担軽減 ~負担限度額認定~】※あらかじめ区役所等へ申請が必要です。

食費・居住費(滞在費)について、低所得の方は本人の所得や世帯の課税状況等に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険が負担します。

資格確認書について

後期高齢者医療制度独自の暫定的な対応として、令和8年7月31日までの間、マイナンバーカードの保険証利用登録の有無に関係なく、すべての方に、一律で資格確認書が交付されます。なお、令和7年8月から利用できる資格確認書は7月中にお届けします。

資格確認書を医療機関・薬局窓口で提示することで、保険証と同じように医療機関等を受診できます。

75歳の誕生日を迎え、被保険者となるときは申請の必要はありません。誕生日の前月(1日生まれの方は前々月)末ごろに資格確認書を送付します。誕生日までに資格確認書が届かないときは、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。